

会長記者会見の概要

日 時：2026年5月18日（月） 15時00分～15時40分

場 所：東京証券取引所ビル地下1階 兜倶楽部

会見者：菱田会長

（以下、2026年4月の投資信託概況に係る質疑応答。）

記者：

2点伺いたい。1点目、日経平均株価（日経225）が6万円を超えたが、会長の今後の見通しを伺いたい。2点目、海外の投資家が日本株を買い越している一方で、日本の投資家は日本株に対して利食いの投資行動を取っている要因をどのようにお考えか。

会長：

相場の見通しはあくまで私見であることを含み置きいただきたいが、日本企業については投資先として海外投資家からも一定の評価を得ていると認識している。また、市場環境に左右されず、国内外の投資家による継続的な投資が進みつつあるものと考えている。2点目の質問にも関連するが、3月は株式市場の急落を受けて国内株式型投信への資金流入があった。また、前回4月開催の会見では、「3月のマーケット環境が、急激な変動であったことを考慮すると、言い切ることは難しいが、マーケットが上がっても下がってもどのような環境下でも投資を継続する、というスタンスを持たれた個人投資家の方が増えていると感じている。これまで言われていた逆張り志向とは異なり、積立投資などの広がりもありコンスタントに買う方は増えてきており、この流れが続くことを期待する」と申し上げた。この流れで迎えた、4月のマーケットは急速な反騰局面となる中で、公募株式投信（除くETF）の国内株式型投信から1,690億円の資金流出があったわけだが、先述の通りマーケットの反騰の勢いが想定よりも大きかった、ということを加味して動向を把握する必要があると思う。なお相場が上がれば一定の利食いが出るということは投資家の振る舞いとして自然であり、大きな反騰があったりするとこれが顕著になる。国内株式型の1,690億円の資金流出は、（前月比で16.1%の上昇を記録した）日経225に連動するインデックスファンドからの純流出が1,704億円あったことでほぼ説明ができそうでもあり、逆に言うとこれ以外の商品の資金動向を見るとマイナスにはなっていなかった。このことから、相場変動局面においても安定的な投資行動が見られていると言える。ただ繰り返しとなるが、3月および4月は市場変動が非常に大きかったことから、資金動向の評価については慎重に見極める必要があり、引き続き市場動向と投資家行動を注視していきたい。

記者：

私募投信の資金流出額（2兆890億円）が大きかったが、背景や該当投信の内容はどのようなものか教えてほしい。

統計情報室長：

日本及び米国債の債券ベア型からの資金流出が多く確認された。4月は全世界的に金利上昇局面にあり債券価額が下落する状況であったことから、債券ベア型では保有債券の損失回避・相殺等のための利益確定売りの動きがあり、資金流出に繋がったものと推察している。

(2026年4月15日付で規則改正を実施した『「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正について ―未上場株式等の組入比率の制限を超えた場合の対応に関する整備―』について、広報部長より概要を説明した。以下、同件に係る質疑応答。)

記者：

2月13日付で「オルタナティブ投資に係る一部資産の投資に限定した FOFs への投資に係る一部解禁などに関する整備」に関する意見募集があったと思うが、これがまだ規則改正に反映されていないのはどのような事由、背景があるのか。

広報部長：

言及いただいた施策は、単純に検討開始時期等の違いから、現時点では対外的に公開可能という状況にない。

記者：

政府はプライベートアセットへの投資制度として、ELTIF (欧州長期投資ファンド)、LTAF (英国長期資産ファンド) を参考にしているかどうかという案を金融分野の新しい戦略の骨子案に盛り込み、新戦略策定のための資産運用立国推進分科会で議論するよう動いている。協会としてどのようにお考えか伺いたい。

会長：

ELTIF、LTAF も参考に日本版といったものを検討する必要性については認識している。現時点は、関係当局、諸団体を含めてしっかりと議論しながら進めていく状況と考えている。

広報部長：

ELTIF、LTAF が人口に膾炙して普及するまでに10年以上かかっている。先駆的な例があるからといってそれをそのまま輸入するというにはならず、丁寧に事を運ぶ必要がある。

記者：

本件15%ルールが緩和されることで、今後投資信託に未上場株等が組入れやすくなると思うが、この意義等について会長の意見を伺いたい。

会長：

今回の15%ルールの実務的な緩和で、未上場株等のプライベートマーケットが大きくなり、ひいては日本経済全体の成長力を大きくしていくことに繋がるという意味で非常に大事だと考えている。例としてクロスオーバーファンドを取り上げると、これまでではどちらかというと組入対

象はパブリックの会社を中心に、そこへ如何にプライベートの会社を入れるか、との発想で考えられていたと思う。ただこのクロスオーバーとは、その名の通りパブリックとプライベートとが双方向に行き来できるというものである。例えば今まで組み入れていた上場株式が非公開になった場合、クロスオーバーファンドで組入れを続けたいにもかかわらず、非公開化に伴いプライベートのウエイトが大きくなって保有ができなくなってしまう、ということが起こり得た。今回の改正ではこのような場合でも実務的に運用可能とする狙いがある。クロスオーバーファンドにおける、上場・非上場の双方向性は大きなメリットであり、パブリック／プライベート何れの会社に対しても長期で投資を続けられる投資家が増えることで、企業の資本戦略の選択肢も広がることになり、日本経済の成長にも貢献できるという意義のある改善ができたと言える。なおこれはパブリック／プライベートの投資環境改善の一つであり、他にもできることがあれば積極的に対応していかなければならないと考えている。

記者：

国内で運用されているクロスオーバーファンドは多く見積もっても 10 本未満であるとの認識である。今回のルール緩和を受けて、今までは躊躇していた運用会社が設定を検討するなどの動きに繋がってくるだろうか。今後の見通しを伺いたい。

会長：

クロスオーバーファンドのような投資信託が増えることは望ましく、今後の動向に期待している。詳細を把握しているわけではないが、外部には出ていないが社内でシードマネーを使って運用を開始している運用会社もあると聞いている。今回のような制度の改善を行うことで、より多くの投資家の皆様に投資機会を増やしていけたら良いと思っている。

以上